第二十一条　啓発

締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識の重要性並びに関係する取得の機会及び利益の配分に関する事項について啓発するための措置をとる。当該措置には、特に、次のことを含めることができる。

(a)　この議定書（その目的を含む。）の普及を促進すること。

(b)　先住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関係者の会合を開催すること。

(c)　先住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関係者のための相談窓口を設置し、及び維持すること。

(d)　国内の情報交換センターを通じて情報を普及すること。

(e)　先住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関係者と協議した上で、任意の行動規範、指針及び最良の実例又は基準の普及を促進すること。

(f)　適当な場合には、国内で、地域的に及び国際的に経験を共有することを促進すること。

(g)　遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用者及び提供者が取得の機会及び利益の配分について負う義務に関し、当該利用者及び提供者を教育し、及び訓練すること。

(h)　この議定書の実施に先住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関係者を関与させること。

(i)　先住民の社会及び地域社会の規範及び手続について啓発すること。

第二十二条　能力

1　締約国は、開発途上締約国（特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び島嶼国）及び移行経済締約国におけるこの議定書の効果的な実施のため、既存の世界的な、地域的な、小地域的な及び国内の団体及び組織を通ずる方法等により、能力の開発及び向上並びに人的資源及び制度的能力の強化について協力する。このため、締約国は、先住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関係者（非政府機関及び民間部門を含む。）の関与を容易にすべきである。

2　条約の関連規定に基づく資金に関する開発途上締約国（特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び島嶼国）及び移行経済締約国のニーズは、この議定書の実施のための能力の開発及び向上に当たり十分に考慮される。

3　この議定書の実施に関連する適当な措置の基礎として、開発途上締約国（特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び島嶼国）及び移行経済締約国は、自国の能力の自己評価を通じて、自国の能力に関するニーズ及び優先事項を特定すべきである。これを行うに当たり、これらの開発途上締約国及び移行経済締約国は、女性の能力に関するニーズ及び優先事項に重点を置きつつ、先住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関係者の能力に関するニーズ及び優先事項であって、これらの社会及び利害関係者によって特定されたものについて支援すべきである。

4　この議定書の実施を支援するに当たり、能力の開発及び向上については、特に次の重要な分野を取り扱うことができる。

(a)　この議定書を実施し、及びこの議定書の義務を履行する能力

(b)　相互に合意する条件について交渉する能力

(c)　取得の機会及び利益の配分に関する国内の立法上、行政上又は政策上の措置を策定し、実施し、及び執行する能力

(d)　自国の遺伝資源に価値を付加するための自国の固有の研究の能力を向上させるための国の能力

5　1から4までの規定に基づく措置には、特に、次の事項を含めることができる。

(a)　法令及び制度の整備

(b)　交渉における衡平及び公正の促進（例えば、相互に合意する条件について交渉するための訓練）

(c)　遵守の監視及び確保

(d)　取得の機会及び利益の配分に関する活動のための利用可能な最良の通信手段及びインターネット・システムの利用

(e)　評価方法の開発及び利用

(f)　生物内の有用な資源の探査、関連する調査及び分類の研究

(g)　技術移転並びに技術移転を持続可能にするための基盤及び技術的能力

(h)　取得の機会及び利益の配分に関する活動が生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に果たす貢献の増進

(i)　取得の機会及び利益の配分に関して、関係する利害関係者の能力を向上させるための特別な措置

(j)　遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会に関し、先住民の社会及び地域社会に属する女性の能力の強化に重点を置きつつ、これらの社会の能力を向上させるための特別な措置

6　能力の開発及び向上に関する取組であって1から5までの規定に従って国内で、地域的に及び国際的に実施されるものに関する情報は、取得の機会及び利益の配分に関する能力の開発及び向上についての相乗作用及び調整を促進するため、取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供されるべきである。

第二十三条　技術移転、共同及び協力

締約国は、条約第十五条、第十六条、第十八条及び第十九条の規定に従い、この議定書の目的を達成する手段として、技術的及び科学的な研究開発計画（バイオテクノロジーの研究活動を含む。）において共同して行動し、及び協力する。締約国は、条約及びこの議定書の目的を達成するための健全かつ存立可能な技術的及び科学的基礎の構築及び強化を可能とするため、開発途上締約国（特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び島嶼国）及び移行経済締約国に対する技術の取得の機会の提供及び技術移転を促進し、及び奨励することを約束する。そのような共同の活動は、可能かつ適当な場合には、遺伝資源を提供する締約国（当該遺伝資源の原産国であるもの又は条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国であるものに限る。）において当該締約国と共に実施される。

第二十四条　非締約国

締約国は、非締約国に対し、この議定書に参加し、及び適当な情報を取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供するよう奨励する。

第二十五条　資金供与の制度及び資金

1　締約国は、この議定書の実施のための資金について検討するに当たり、条約第二十条の規定を考慮する。

2　条約の資金供与の制度は、この議定書の資金供与の制度となる。

3　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第二十二条に規定する能力の開発及び向上に関し、締約国会議による検討のために2に規定する資金供与の制度についての指針を提供するに当たり、資金に関する開発途上締約国（特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び島嶼国）及び移行経済締約国のニーズ並びに先住民の社会及び地域社会（これらの社会に属する女性を含む。）の能力に関するニーズ及び優先事項を考慮する。

4　1の規定に関し、締約国は、この議定書を実施するための能力の開発及び向上に必要とされる要件を特定し、及び満たすための開発途上締約国（特にこれらの締約国のうちの後発開発途上国及び島嶼国）及び移行経済締約国の努力におけるこれらの開発途上締約国及び移行経済締約国のニーズも考慮する。

5　締約国会議の関連する決定（この議定書が採択される前に合意されたものを含む。）における条約の資金供与の制度に関する指針は、この条の規定について準用する。

6　先進締約国は、二国間の、地域的な及び多数国間の経路を通じて、この議定書の実施のための資金その他の資源を供与することもできるものとし、開発途上締約国及び移行経済締約国は、これらを利用することができる。